

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一の五（第一条の八、第一条の九、第十一条の十関係）			
海域名	海域の範囲	海域名	海域の範囲
（略）	（略）	（略）	（略）
北西ヨーロッパ海域	（略）	北西ヨーロッパ海域	（略）
ガルフ海域	北緯二十二度三十分東経五十九度四十八分の点と北緯二十五度四分東経六十一度二十五分の点を結んだ線以西の海域		
南アフリカ南部海域	南緯三十一度十四分東経十七度五十分の点、南緯三十一度三十分東経十七度十二分の点、南緯三十二度東経十七度六分の点、南緯三十二度三十二分東経十六度五十二分の点、南緯三十四度六分東経十七度二十四分の点、南緯三十六度五十八分東経二十度五十四分の点、南緯三十六度東経二十二度三十分の点、南緯三十五度十四分東経二十二度五十四分の点、南緯三十四度三十分東経二十六度の点、南緯三十三度四十八分東経二十七度二十五分の点及び南緯三十三度二十七分東経二十七度十二分の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域		

別表第二の二（第四条、第九条の三、第十一条の十関係）

一 食物くず	（略）	（略）
	乙海域並びにバルティック海域、北海海域及びガルフ海域のうちすべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	排出方法は、限定しない
二・三 （略）	（略）	（略）

備考

- 一 この表において「甲海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 二 この表において「乙海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 三～五 （略）
- 六 この表において「ガルフ海域」とは、別表第一の五に掲げるガルフ海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 七 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。

別表第二の二（第四条、第九条の三、第十一条の十関係）

一 食物くず	（略）	（略）
	乙海域並びにバルティック海域及び北海海域のうちすべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	排出方法は、限定しない
二・三 （略）	（略）	（略）

備考

- 一 この表において「甲海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海域、北海海域、南極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 二 この表において「乙海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海域、北海海域、南極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 三～五 （略）
- 六 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。

別表第三(第四条の二関係)

表(略)

備考

一 この表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第一号及び第二号にあつては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、南極海域及びガルフ海域

ロ・ハ (略)

二 この表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、南極海域及びガルフ海域

ロ・ニ (略)

三・四 (略)

別表第三(第四条の二関係)

表(略)

備考

一 この表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第一号及び第二号にあつては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域及び南極海域

ロ・ハ (略)

二 この表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域及び南極海域

ロ・ニ (略)

三・四 (略)